

関係各位

京都府病虫害防除所長
(公 印 省 略)

病虫害発生予察情報について

下記のとおり発表しましたので、送付します。



発生予察特殊報第 1 号

病虫害名 ネギえそ条斑病
病原ウイルス アイリスイエロースポットウイルス
(*Iris yellow spot virus*: IYSV)
作物名 ネギ
発生地域 山城地域の一部

1 発生経過

平成26年6月、京都市伏見区の露地畑で栽培されているネギにおいて、葉に白色のえそ条斑を示す株が認められた。京都府農林水産技術センター生物資源研究センターにおいて、DAS-ELISA法及びRT-PCR法によるウイルス検定を行った結果、*Iris yellow spot virus* (IYSV)によるネギえそ条斑病と確認された。

本ウイルスによる病害は、平成8年に千葉県でアルストロメリアで初めて確認されている。ネギでは、平成18年に栃木県で発生が確認され、その後は11県で発生が確認されているが、京都府では初めての確認である。

2 病徴

葉身に不明瞭な退緑斑が発生し、その後、淡黄色～白色のえそ条斑を生じ、大きさは10～15mm程度である（写真）。症状が進むと拡大癒合して大型えそ条斑となり、葉が萎凋枯死する。

3 感染植物

ユリ科をはじめ18科40種以上の植物で、感染が報告されている（表）。

表 IYSVの感染が報告されている植物

科名	植物名
ユリ科	ネギ、タマネギ、ニラ、ラッキョウ、ニンニク、テッポウユリ
ユリ科リンドウ科	トルコギキョウ
アルストロメリア科	アルストロメリア
アヤメ科	ダッチアイリス
ヒガンバナ科	アマリリス、スイセン

4 伝染方法

本病原ウイルスはトスポウイルス属に属し、ネギアザミウマによって媒介される。ネギアザミウマは、幼虫時にIYSVに感染した植物を吸汁することにより本ウイルスを獲得し、永続的にウイルスを伝搬するが、経卵伝染はしない。感染したネギでの種子伝染や、栽培土壌での土壌伝染は認められない。また、管理作業等による汁液（接触）伝染の可能性は低いとされている。ネギアザミウマ以外のアザミウマによる伝播は確認されていない。

ネギアザミウマ：

ネギ、ニラ、タマネギ等のユリ科植物を害虫として問題となるが、ウリ科、ナス科、マメ科等広範な植物で寄生が確認されている。体長は1.1～1.6mm程度、体色は黄色～褐色で、一般に夏季は淡色、冬季は暗色の個体が多い。ネギ等の栽培植物やノビル等の雑草において成幼虫で越冬し、主に3月から初冬まで活動する。発生の最盛期は6月～9月で、この期間に高温少雨の気象条件に推移すると多発生となる。

5 防除対策

- (1) 無病苗を確保するため、防虫ネットを張って育苗を行う。
- (2) 媒介昆虫であるネギアザミウマを防除する。施設栽培では、開口部の防虫ネット設置やUVカットフィルムの被覆を行う。露地栽培では、防虫ネットによる被覆が有効である。
- (3) 薬剤散布に当たっては、登録を良く確認する。ネギアザミウマに対して感受性が低下した薬剤が認められているので、薬剤散布後は効果を十分に確認し、感受性低下が疑われる場合は系統の異なる薬剤を散布する。また、感受性の低下を避けるため、系統の異なる薬剤をローテーション散布する。
- (4) 発病した株は伝染源となるので、早期発見に努める。発見した場合は、直ちに抜き取り、ほ場外に持ち出すとともに適切に処理する。
- (5) 収穫後の残さや雑草はネギアザミウマの生息・増殖場所となるので、除草や残さ処理を徹底する。
- (6) 本ウイルスは植物に感染するものであり、ヒトには感染しないので、食べても健康に影響はない。

(発病ほ場における病徴)



写真1 えそ条斑



写真2 拡大したえそ条斑